

白岡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧																																		
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) 略 別表第2（第4条関係）	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) 略 別表第2（第4条関係）																																		
<table><tr><th>執行機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td rowspan="4">1 市長</td><td rowspan="4">生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは<u>進学・就職準備給付金</u>の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当に関する情報であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td>2・3 略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td rowspan="3">4 市長</td><td rowspan="3">白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による</td><td>略</td></tr><tr><td><u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u></td></tr><tr><td>戸籍法（昭和22年法律</td></tr></table>	執行機関	事務	特定個人情報	1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	略	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当に関する情報であって規則で定めるもの	略	2・3 略	略	略	4 市長	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による	略	<u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>	戸籍法（昭和22年法律	<table><tr><th>執行機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td rowspan="4">1 市長</td><td rowspan="4">生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは<u>進学準備給付金</u>の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は<u>特例給付の支給</u>に関する情報であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td>2・3 略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td rowspan="3">4 市長</td><td rowspan="3">白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による</td><td>略</td></tr><tr><td><u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u></td></tr><tr><td></td></tr></table>	執行機関	事務	特定個人情報	1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	略	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は <u>特例給付の支給</u> に関する情報であって規則で定めるもの	略	2・3 略	略	略	4 市長	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による	略	<u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>	
執行機関	事務	特定個人情報																																	
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの																																	
		略																																	
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当に関する情報であって規則で定めるもの																																	
		略																																	
2・3 略	略	略																																	
4 市長	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による	略																																	
		<u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>																																	
		戸籍法（昭和22年法律																																	
執行機関	事務	特定個人情報																																	
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの																																	
		略																																	
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は <u>特例給付の支給</u> に関する情報であって規則で定めるもの																																	
		略																																	
2・3 略	略	略																																	
4 市長	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による	略																																	
		<u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>																																	

	るひとり親 家庭等医療 費の支給に 関する事務 であって規 則で定める もの	<u>第224号)による記載</u> <u>事項に関する情報であつ</u> <u>て規則で定めるもの</u>
5 略	略	略

	るひとり親 家庭等医療 費の支給に 関する事務 であって規 則で定める もの	
5 略	略	略